

# 平成29年度事業計画

## 1 適正処理・リサイクル推進事業

- (1) 産業廃棄物適正処理講習会の開催  
産業廃棄物処理業者や排出事業者並びに行政関係者等を対象に、廃棄物処理法など関係法令の周知徹底を図るため産業廃棄物適正処理講習会を開催する。
- (2) 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会等の実施協力  
産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会や特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の県内開催事業において主催者団体と連携し、円滑な実施を支援する。
- (3) 優良産業廃棄物処理業者育成研修会の開催  
処理業者の資質の向上を図るため、優良産廃処理業者認定制度等に関する研修会を開催する。
- (4) リサイクル推進事業の実施
  - ① 循環型社会の形成に資するため産業廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に関する講習会の開催
  - ② 産学官連携によるリサイクル技術に係るセミナー等の実施
  - ③ 「かごしま認定リサイクル製品」認定制度に関する申請受付業務等
- (5) 行政機関との連携  
産業廃棄物の適正処理やリサイクルの一層の推進を図るため、関係行政機関に対し陳情・要望活動を行うなど、意見交換並びに情報交換を積極的に行い連携を図る。
- (6) 相談・指導事業  
産業廃棄物処理業者や排出事業者並びに一般県民からの相談や問い合わせ等に適切に対応する。

## 2 マニフェスト・ステッカーの頒布・普及促進事業

- (1) マニフェストの頒布と普及促進  
適正処理の重要な仕組みであるマニフェストシステムの適切な実施を促進するために紙マニフェストの頒布と適正使用等について排出事業者や処理業者に対して周知を徹底する。
- (2) 電子マニフェストの普及促進  
電子マニフェストシステムについては、講習会の開催や情報提供等をするなど普及促進を図る。
- (3) 収集運搬車両ステッカーの適切な使用の促進  
収集運搬車両への貼付義務がある収集運搬車両ステッカーを販売するとともに適切に貼付されるように普及啓発を行う。

## 3 社会貢献事業

- (1) 不法投棄防止合同パトロールの実施
- (2) 不法投棄物の撤去等原状回復促進事業の実施
- (3) 災害廃棄物処理支援体制の整備・運用  
災害発生時の迅速な復旧復興を支援するために、協定締結自治体に対して支援に供することが可能な資機材等の調査結果を提供するなど連携強化を図るほか、関係機関と連携しながら大規模自然災害を想定した災害廃棄物処理支援体制の整備に取り組む。
- (4) 環境美化活動等の実施

## 4 広報普及啓発活動

産業廃棄物の適正処理やリサイクルを推進するため次の広報普及啓発活動を実施する。

- (1) 講演会の開催
- (2) 新聞広告等マスコミを活用した広報
- (3) ホームページ等による広報
- (4) 他団体主催のイベントへの参加等を通じた広報の実施

## 5 調査研究・研修事業

- (1) 部会活動の強化

部会を開催し会員の資質の向上並びに会員相互の連携強化を図る。

また、女性や新規就労者の活躍の場を広げるための新たな取り組みを行う。

- (2) 委員会の拡充

産業廃棄物税特別委員会や企画委員会などの委員会の機能を拡充し、各種協会活動の活性化を支援する。

- (3) 九州地域協議会の会議等への参加

(公社)全国産業廃棄物連合会九州地域協議会の各部会・委員会等へ参加し情報の収集、各種課題の解決等に努める。

- (4) 労働安全衛生への取り組み

新たに作成した平成29年度を実施初年度とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」の目標を達成するとともに、業界のイメージアップや職場環境の向上を図るため、会員事業者相互のパトロール活動や研修会を実施する。

## 6 協会組織の拡充強化

協会支部事業を積極的かつ効率的に展開し支部会員相互の連携を深めるとともに、新規会員の加入を促進するために会員のメリットの検討を行うなど協会組織の拡充強化を図る。

## 7 会員支援事業

- (1) 会報の発行・ホームページ等による情報の発信
- (2) 行政情報の収集と伝達
- (3) 許可期限等の通知
- (4) 鹿児島県等と締結している「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定」に伴う証明書の発行（建設業の経営事項審査の加点対象）
- (5) 表彰並びに表彰者候補者の推薦
- (6) 参考図書等の配布、紹介

## 8 他団体との連携推進

(公社)全国産業廃棄物連合会及び九州地域協議会における事業活動等を通じて各都道府県産業廃棄物協会や関係業界団体等との連携を推進する。

## 9 その他本協会の目的達成に必要な事業